

宝達志水町新型コロナウイルス感染防止資機材等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、宝達志水町新型コロナウイルス感染防止資機材等購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、宝達志水町補助金等交付規則(平成17年宝達志水町規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業の内容)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、飛まつ感染防止用具等の資材等を新たに導入する取組とする。

(補助事業対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 石川県の小規模事業者感染拡大防止緊急支援費補助金(以下「石川県補助金」という。)の交付を受けた者
- (2) 町税等を滞納していないこと又は納税相談を行っていること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費については、石川県補助金の交付の対象となる経費の例による。

(補助率及び補助金額)

第5条 補助金の額は、前条においてその例によることとされる石川県補助金の交付の対象となる経費の5分の1とし、1件当たりの上限は、5万円とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助事業の補助対象期間は、令和2年6月1日から同年8月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)を、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、必要に応じて申請者に報告を求めるものとし、申請者は、これに協力しなければならない。

(決定及び確定の通知)

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類

を審査し、規則第 14 条の規定により補助金の交付の決定及び額の確定をしたときは、補助金の交付決定及び額の確定通知書（様式第 2 号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 9 条 規則第 16 条第 2 項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業対象者は、補助金等請求書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 10 条 町長は、規則第 17 条第 1 項の規定により補助事業対象者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により町長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) この告示の規定に違反した場合又は補助金を他の用途に使用した場合
- (2) 補助事業に関して補助金の交付決定及び額の確定通知書の内容又はこれに付した条件に違反した場合

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをしたときは、補助金交付決定及び額の確定取消通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 11 条 町長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、その額の返還を期日を定めて命じるものとする。この場合において、補助金の返還を求められた補助事業対象者は、町長が定める期日までに補助金を返還しなければならない。

（その他）

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。